

各私立幼稚園設置者様
各私立認定こども園設置者様

大阪府教育庁私学課長

令和 7 年度大阪府教育支援体制整備事業補助金（追加募集）に係る
事業計画書等の提出について（通知）

標記について、国庫補助金（令和 7 年度補正予算）を財源とする大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業の追加募集を行います。つきましては、当該事業を新たに実施（または実施を予定）する園は、下記のとおり事業計画書等をご提出いただきますようお願いします。

※これまでの募集と要件が異なります。本補助金の趣旨や要件等を全て理解いただいた上で、回答してください。
※非常に短い期間での募集となりますが、期限延長は致しかねます。

記

1. 提出資料

- 事業計画書
- 事業計画内訳書（別紙 1～2 のうち、該当する事業に係る様式のみ記入すること）

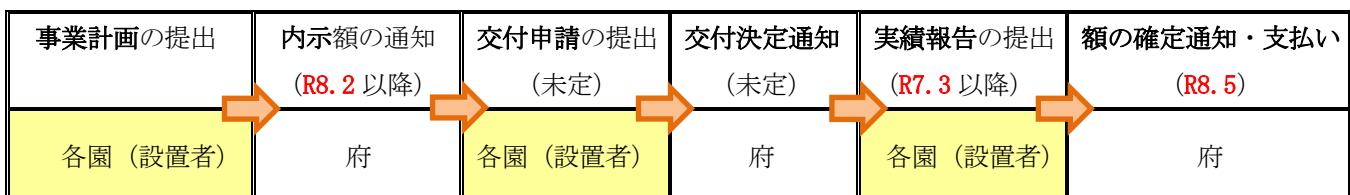
2. 提出方法及び期限

電子・紙媒体の両方の提出をお願いします。

方 法 ※両方による提出が必要です		期 限
電子 (Excel 様式)	インターネット申請 (↑Ctrl キーを押しながらクリック)	令和 7 年 12 月 23 日（火曜日） 17 時 00 分
紙	以下宛先へ郵送 〒540-8570 大阪市中央区大手前 3-1-43 大阪府庁新別館南館 10 階 大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 宛	令和 7 年 12 月 23 日（火曜日） 当課必着

3. 今後の予定

事業計画における交付希望額が千円以上の場合は、以下の手続きが今後発生します。



4. 留意事項

・事業計画書及び事業計画内訳書のご提出をもって、本補助金の交付決定を行うものではありません。御提出いただいた事業計画書の内容に問題ない場合、国の令和7年度補正予算成立後に、本事業計画書に基づき交付内定を行う予定です。それまでは、何ら採択を確約するものではありません。

・今年度すでに「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」および「幼児教育の質の向上のためのICT化支援」について内示を受けている幼稚園等は募集の対象とはなりません。

・補助対象期間は内示額の通知後～令和8年3月31日となります。対象期間外に発注・納品・購入のいずれかを行っているものは補助対象外となりますのでご注意ください。

・今後の各手続きを逸した場合は、次の手続きができません。また、提出書類に不備・不足がある場合や対象経費と認められない場合は、補助対象外とします。

・事業計画及び事業計画内訳書については、必ず、各園(法人)において年間の計画を精査した上でご提出ください。記載のない事業や経費については、今後追加で計上することはできません。

・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備にて消耗品が対象外となったり、一部のメニューで単価が変わったりしているなど昨年度から変更となっている点があります。ご提出にあたっては、本通知を含む補助金に係る通知文（留意点・FAQ等を含む）を必ず確認してください。

・各根拠資料については、今回の事業計画時点では提出不要です。提出いただいた場合は、当課において処分いたしますので、あらかじめご了承ください。

・今後の当該事業に係る諸手続きに関するお知らせ等のメールは、事業計画提出（インターネット申込み）時にご入力いただいたメールアドレスあてに送信します。ご入力いただいたメールアドレスに誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により送信したメールを各園(法人)にてご確認いただけない場合、当課では責任を負いかねますのでご了承ください。

・本募集に関するお問い合わせ等については下記担当までメールにてご連絡ください。

【担当】

大阪府教育府私学課幼稚園振興グループ 遊津、國村
メール：shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp